慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカにおける「学校選択の自由化」に関する研究 : 1980年代の教育政策を中心に
Sub Title	Public-school choice in the United States : school reform in the l980s
Author	犬塚, 典子(Inuzuka, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1991
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.31 (1991.) ,p.135- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000031-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける「学校選択の自由化」に関する研究

——1980年代の教育政策を中心に——

Public-School Choice in the United States

School Reform in the 1980s

犬　塚　典　子
Noriko Inuzuka

Public-school choice, —the idea of providing parents and students with greater options in their education— is an important new development on the policy-making scene.

In this paper, I attempt to examine the public-school choice policies in the United States, which is now experiencing one of the most sustained educational reform movements in its history. Especially I focus on the States policies. Because the landsape of American educational politics has been transformed since 1980 when President Reagan took office, the states role has been greatly increased and more important.

In this paper, I focus on the following points: first, background of school reform movements, second, issue of public-school choice, third, 6 plans which the Education Commission of the States proposed, fourth, three policy priorities which appeal to diverse interests:, freedom, equity, and school improvement in choice.

序

本稿は，アメリカにおける「学校選択の自由化」の動向について考察する。居住地域によって生徒の通学校を特定する初等，中等学校制度をとるアメリカにおいて，「学校選択の自由化」は，公教育制度改革を検討する際の争点となってきた。1980 年代は，州が主導権を握り，教育改革を積極的に展開したが，州レベルでの教育政策は，研究上未開拓の領域のまま放置されてきている。[1] 本稿では，先行業績において欠けている，各州教育政策に焦点を当て，「学校選択の自由化」について，全州教育審議会 (Education Commission of the States, 以下 ECS と略) の報告書[2]に基づき考察を試みる。ECS は，主に，アメリカの各州州知事，州教育委員会，政界，経済会の代表からなる教育政策の連絡・調整の協議会である。州レベルの政治家や有力な経済人の代表が推進母体となっている点で，他の全国レベルの政策審議会などの構成と性格が若干異なる。その提言・勧告は連邦政府や州・地方学区の教育当局の教育政策形成過程に隠然たる影響力を有すると見なされており，[3] 本稿のテーマを考察するに際し，有効な視角を与えるものと考える。

本稿は，以下の構成をとる。まず，80 年代のアメリカ教育改革の特徴と「学校選択の自由化」の背景を考察する。第二に，各州の政策動向を概観しその争点を示す。第三に，ECS 報告書が進める 6 プランについて検討し，各政策に内在する価値基準について言及する。

1. 1980 年代のアメリカ教育改革と「学校選択の自由化」の背景

1-1 州主導の教育改革

1980 年に，レーガンが大統領に就任してから，アメリカ教育行政における「連邦・州・地方」の力関係に変化が生じた。「新連邦主義」により，連邦の役割は減少し，州の役割が増大した。80 年代のアメリカ教育は，公教育の「質」の改善を目指して，州が積極的に教育改革に乗り出した時期であるといわれる。学校教育と経済成長の密接な関係に気付いた州知事・州議会が，前例のないほど強く教育政策決定過程に関与した。その結果，教育改

革のスタイルは，70 年代の連邦主導型から，80 年代の州主導型 (State-initiative Reform) へと形を変えた。そして，「学校選択の自由化」の問題も，連邦から各州レベルへと舞台を移している。

教育改革が州主導に移るにしたがい，州知事・州議会などの一般統治部門や地元の経済団体が教育行政に強く関与するようになり，教育政策の決定過程はしばしば政治性の強いものとなりつつある。そこで行われる改革は，地元政治・経済団体の動機が優先されて構想される傾向を持つ。50 州の知事がかつてない熱意で教育に取り組む背景には，国際的競争に打ち勝って州民の雇用を確保する最良の手段は，州内の教育の「質」の向上であるとする共通認識がある。[4]

また，有権者の投票行動を分析した政治・社会学者たちの研究は，アメリカの政治家に強い影響を与えており，教育政策は有権者獲得の為の選挙対策の一部にもなりつつある。80 年代の改革運動の盛り上がりは，教育問題への対処の仕方が，有権者層の支持を得る上での重要なポイントとなりつつあるのを，政治家が認めた点に大きく起因している。[5] このような事態は，戦後初めてのことであり，それは全米州知事会による報告書『成果のとき』(1985 年) 公表という出来事にも示されている。[6] 同会が創設されて以来 80 年間に，教育のみに主題を絞った本格的政策文書が作成されたことはなかった。この作業部会での重要なテーマになったのが，「学校選択の自由化」である。

1-2 教育改革における「価値」の変容

教育行政にしめる州の力の拡大に加えて，教育政策を導く基本的価値にも著しい転換が起きている。教育改革を導く最終目標が，80 年代以降，公正 (equity) から卓越性 (excellence) におき代わったといわれる。政策決定者や教育関係者の一部は，卓越性の追及によって，公正が犠牲にされるとは限らないとしているが，多くの批判者は，卓越性追及のレトリックには，経済効率性と生産性最優先の関心があると指摘している。[7] 83 年に発表された『危機に立つ国家』による同国の生徒の学力の低下という指摘も加わり，「学校選択の自由化」政策も，70 年代のようなマイノリティの補償教育を目的とする初等教育を対象としたものから，中間所得層の政治的支持を得やすい卓越性の追及を目指した中等学校対象のものへと焦点を移しつつある。[8]

州経済に貢献する人材養成のために，「選択」という競争原理を導入することで，教育の「質」の向上を図る政治・経済界のトップたちの意向に加えて，学校教育における選択と多様性への強い要求は，アメリカの現代社会の人口動態にも裏付けられている。アメリカの公教育は，現在広範な支持を得にくくなってきている。年金で暮らす 65 才以上の国民比率が上昇する一方，公立学校に子供を通わす家庭の比率が減少し，教育財政を支える中間層が公立学校を支持しなくなってきている。[9]

その要因としては，中間層の教育レベルの上昇が指摘されている。教育レベルの上昇によって，彼等はより洗練された識別力を持ち，「教育サービス」へのはっきりした要求を持つ「消費者」となっている。一般に，どの世代も，自分の前の世代よりも多く学校に要求する傾向を持つが，高い教育を得たミドル・アッパークラスは，中庸な教育を好まないようになってきている。[10] 現在，学齢期の子供を持つ親は，第二次大戦後のベビー・ブーム世代であり，一世代前の親より高い学歴を有する。そして，より広い多様な関心を持ち，情報の収集・分析力にも優れている。彼等は，アメリカ社会の文化的多様化が急速に進行し，それを容認する雰囲気が社会に広がった時代に成人した世代であり，多様性の中から自らの欲する一つの教育を選択することを認めない現在の教育システムへ不満を示すようになっている。

また，特に都市部では，公立学校の人口は，人種・民族・言語的マイノリティ・グループにますます占められつつある。マイノリティの公教育に占める割合が多くなるにつれて，マジョリティは，自分の子供を公立学校に通わすのを好まなくなり，ひいては，地域の教育費を支払うことも厭うようになった。[11]

70 年代以降のベビー・ブーマーの成熟化は，アメリカの政治・教育政策の変容に大きく影響している。経済恐慌とそれに伴う連邦政府の関与の恩恵を受けた前世代より，ベビー・ブーマーは，豊かに育ち，「大きな政府」を否定する傾向を持つ。彼らは，学校教育の場では卓越性と選択を欲し，官僚的な統制された学校は，「質」の高い教育を提供しにくいと考える。その結果，教育における卓越性の追及，民営化を好む有権者層を作りつつある。

「学校選択の自由化」は，1970 年代には，連邦政府が「人種統合というマイノリティのための機会均等化の実現手段」として，教育バウチャー[12]やバス輸送(後述)を検討した。しかし，上記のような政治的・社会経済的事情を背景に，80 年代には，この問題は，州政府による中間所得層の支持を得やすい教育行財政の合理化，教育の「質」の向上を目指す教育改革として取り上げられるようになってきている。

表 1　1988 年—1990 年にかけての「学校選択」に関する各州の動向
出典: Executive Educator 1989, March

アリゾナ州	11, 12 年生が，ハイスクールの単位を中等後教育機関で取得することを認める。学区間の移動を認める議案は，1988 年に否決。
アーカンサス州	ミネソタ・プランと同様の「学校選択制」の議案を州議会で審議中
カリフォルニア州	K—6 学年の生徒が，その親が働いている地域の学校制度に移動することを認める。人種のバランスを崩さないかぎり，他学区の生徒にも開かれたオールタナティブ・プログラムを作ることを認める。
コロラド州	両方の教育委員会が許可した場合，ハイスクールの生徒は，他区学校制度に移る事が可能。11, 12 年生に，ハイスクールの卒業要件に適うカレッジの単位を取ることを認める。この場合，ハイスクール，カレッジ，またはその両方の単位を取得することが可能。1988 年に否決された選択法案は，学区の移動を認めるもの
コネチカット州	州は，人種統合を促進するべく，学区外の生徒を受け入れる学校を作ることに州予算を充てる事を決定。
アイオワ州	89 年に可決された法案（90 年実施）は，ハイスクールの生徒が他区学校制度において学区外のコースを取ることを認める。もし，居住区の学校制度において希望のコースがとれない場合，生徒は，学費を払わなければならないが，州の援助金がこれを扶助し，他に移ることを認める。
マサチューセッツ州	デュカキス知事が，88 年ボストンおよびワーセスターの両市に住む生徒の近隣学区への移行を認める法案に対し拒否権を発動した。しかし，K—12 学年を対象とする学校選択計画案の審議を開始中。ミネソタ・プランをモデルに，州内のいずれの公立学校をも選択できるものとし，地方学区が支出する教育費は，生徒一人あたりの教育費を算出基準として，（当該生徒の居住する学区からそれ以外の選択した学校の所在する学区へ）譲渡される。この場合，州は，移行する生徒一人につき年額 800 ドルを限度として支給することができる。
メイン州	ハイスクールの生徒が，その教育委員会が認める場合，カレッジのコースを取ることを認める。
ウイスコンシン州	州議会によって一度否決されたものとほぼ同形態のハウチャー制（低所得階層・マイノリティを対象に他の公立・私立学校に移動することを認める）を，トンプソン知事が再び審議に提出。
ミシガン州 ミシシッピー州 ユタ州	「学校選択」法案が州議会にて審議されるが否決される。

2.　各州の政策動向と 2 つの枠組み

表 1 に示すように，現在，各州が「学校選択の自由化」を実施・検討している。これらの多様な政策を理解するに際し有効であると思われる，2 つの枠組みを以下に提示する。

2-1　学区外選択と学区内選択

「自由化」の諸政策は，学区外選択（Interdistrict choice, Cross-District Options）と学区内選択（Intradistrict choice, Within-District Options）の 2 つのモデルに分け考察することが可能である。

アメリカは，日本と同じく，居住区域によって通学校を特定する公教育制度を持つ。しかし，日本と異なり他民族国家であり，所得層・人種・民族による住み分けが進み，学区による拘束が教育機会の不平等をもたらすと指摘されてきた。アメリカの教育財政の第一義的負担者は，従来地方学区であり，財源的には，子供の有無に関係なく住民に課税される財産税収が充てられている。したがって，住民の富裕度と学区財源とは比例しやすく，その結果，児童・生徒一人あたり教育費の学区間格差が生じ拡大する。[13] それが，教育の「質」の格差に反映された場合，伝統的な学校財政制度は，教育の機会均等化を妨げるシステムでしかないという結論になる。したがって，学区制の見直しと「学校選択の自由化」は，これまでの，アメリカ教育財政システムの再検討を促す争点となる。

学区外の公立学校への入学を認めた場合，教育財源の分配方法に変化が生じる。アメリカでは，財政を含めて教育に関する裁量権が大きく地方学区にあるため，学区を越えた公立学校選択を生徒に認めることは，各教育利益団体の思惑もあり，改革案が検討されても実行されにくかった。70 年代に，各州裁判所は，教育費の学区間格

差を解消するように，州政府に命じ，州は税率の学区間格差解消，または，課税額の上限設定などの対策で応じてきた。[14]

しかし，「小さな政府」を理想とするレーガン政権は，教育からの連邦政府の撤退を最大限度まで実現しようとし，教育は生徒・家庭が選択するべきだという政策を推進した。その結果，ミネソタ州のように全州内に学区外選択を認める法規を制定する州も現れた。[15]

学区外選択は，生徒と家庭の教育選択権を大きく拡大する。しかし，極度にそれを押し進めた場合，近隣学校の経営悪化や，地方学区のリーダーシップの低下等を招く恐れをもつ。ミネソタ州のように，全州内に選択を認めるのは，州という一つの巨大な教育行政区を実質的に形成するに等しいメカニズムを持ち，州による教育行政の中央集権化を進めるとの懸念も生む。

2-2 「横移動」型と「縦移動」型

「学区内選択」,「学区外選択」という分類の他に，生徒の学年移動に焦点をあて，「横移動」型（同一学年での選択),「縦移動」型（上級学年への選択）という類型化も有効である。

「横移動」型は，K-12 年生[16]が，本来指定されている学校ではなく，同一学区または学区外の他の学校の，同一学年へ移動する事を促進するものである。70 年代には，この系列で，バス輸送 (Busing) が，学区による教育の不平等をなくすための機会均等化政策として盛んに行われた。バス輸送は，人種・民族のバランスのとれた共学方式を徹底するために生み出された。学区の再編成を行い，マイノリティの多い都市地域の一部と郊外地域とを統合する広い学区制度を設け，白人の多い学校と黒人の多い学校を組み合わせ，どの学校も，人種構成の比率が同じになるように，生徒を相互に機械的に交換して通学させる方法である。[17] この「横移動」型は，80 年代の各州の教育改革では，人種統合の色が薄れ，「学業不審な」生徒や近くの学校と合わない生徒に，「比較的卒業がしやすい」学校やその生徒にとって「教育環境がいい」学校に移り，高校資格を得ることを奨励する卒業促進プログラムの要素を持つものが多くなった。

「縦移動」型は，主として，高校生が，大学の授業を受ける事を可能とするものである。この系列では，アドバンスト・プレースメント・プログラム（特別進級プログラム Advanced Placement Program，以下 AP と略称）が 1950 年代より盛んであった。これは，優秀な高校生に対して，大学レベルの学習の機会を与え，試験の結果に基づいて大学入学後にその単位を認定するものである。[18] だが，これは主に大学レベルの内容を，生徒の高校在学中に，高校のキャンパスにおいて，高校の教師が教授するというものである。

80 年代の教育改革でこの系列で進められているのが，後述する中等後教育選択プランである。大学の通常の授業に，高校生（主として 11・12 年生）が在籍することを認めるものである。ミネソタ州の中等後教育選択法は，生徒の学力にかかわらず，希望する中等後教育機関に在籍することを認めている。

3. ECS の推進する 6 プラン

3-1 6 プランの内容と機能

ECS は，「自由化」に関し，今後特に有効である 6 プランを，各州教育政策決定者にガイドラインとして提示し，その採用を促している。[19] 以下に，この諸プランを概観する。主として (1) から (3) が学区外への転学をも認めるもの (interdistrict choice, crossdistrict choice) を認めるものである。

（1） 学区外選択 (interdistrict choice, Cross-district enrollment programs).

このプランは，居住学区 (home shool district) でなく他の学区にある学校を選択することを認める。受け入れ学区 (host school district) は，応募者を人種・民族・学力・社会経済的位置によって選別してはならない。また学区間の生徒の輸送の責任も受け入れ学区が持ち，輸送援助費が州から支払われる。多人種が住む都市部においては，人種差別撤廃が最優先され，好ましい人種のバランスのガイドラインが策定される。ミネソタ州は，州内全域にわたる学区外選択を認め (Open-Enrollment Plan)，マサチューセッツ州は，ミネソタ州と同様のプランを検討，アイオワ州は，居住学区の近隣の学区に限定し，小規模校に在席する生徒に他学区のより総合的な大規模校に移ることを認めている。

（2） 中等後教育選択 (postsecondary enrollment option plans, Dual-Enrollement Program)[20]。

これは，公立高校の上級生（主として 11・12 年生）が，高校または中等後教育機関の単位を習得するために，中等後教育機関（大学，短大，コミュニティ・カレッジ，技術・専門学校など）の各コースに在籍することを認める。これらのコースへの転籍の費用は，州教育財政から賄われる。このプランは，高校と中等後教育機関の競争を促がし，高校生に中等後教育機関への早期入学の機会を与える事で，教育の「質」向上をめざす。

中等後教育機関は，州のガイドラインに従い，生徒の

在籍認可基準を設定する。ミネソタ州の場合，生徒は，中等後教育機関へのフルタイム参加も，高校と中等後教育機関の二重在籍も認められている。二重在籍の場合，教育財政に関しては，その州の生徒一人あたりの教育費が算定され，生徒のコースワークに応じて，二つの教育機関で分割される。生徒は，高校での諸活動に参加する事が認められ，高校の卒業要件等の調整について，カウンセリングを受ける権利を持つ。ミネソタ州の中等後教育選択法 (Postsecondary Enrollment Option Act, 以下 PSEO 法) は，高校 11・12 年生について，この中等後教育選択と，(1) 学区外選択の双方を認めるものである。[21] コロラド州の PSEO 法，フロリダ州の二重在籍プログラム (Dual-Enrollement Program) が，このカテゴリーに入る。また，制限が強く付いているが，ワシントン，ユタ，メインが同様のプランを実施している。

中等後教育選択については，少数の高学力の生徒を対象とする高等教育に，州の助成金を援助する事で，教育機会の不平等を促すとして批判がある。ミネソタ州の PSEO 法は，州内の全中等後教育機関に対して，生徒に入学要件を課すことを禁じ，学力に関係なく，希望する生徒を受け入れることを規定している。

(3) セカンド・チャンス・プログラム (second-chance programs 以下，SCP と略)[22]

これは，卒業が難しい「問題を持つ」生徒のために作られている。出席率不振な生徒，妊娠・出産などの理由でドロップアウトしている生徒などを対象とし，学区内外の他の学校やオールタナティブ・スクールへの移動を認める卒業促進プログラムから，中等後教育機関への在籍を認めるものまで多岐にわたっている。各州で現在行われている SPC は，下記のいずれかの選択を認めるものである。①居住学区内外の他の高校への転学，②居住学区内外の地域教育センター (area learning center) か，オールタナティブ・スクールへの転学，③中等後教育機関への在籍，④地方教育委員会と接触する私立高校・オールタナティブ・プログラムに転学する。ミネソタ州の PSEO 法，コロラド州の SCP がこのカテゴリーに入る。ワシントン州は，生徒の居住学区から 50 マイル以内の制限付きで他の高校に移ることを認め，同時に，その交通費支給，低所得層への学費援助を行うことを規定する法規を検討している。[23]

(4) コントロールド・チョイス・プラン (controlled-choice plans, controlled-enrollment option 以下 CCP と略)。[24]

これは，居住学区内・同学年移動に限り，人種バランスのガイドラインに沿うかぎり，すべての学校の中から，生徒・家庭が学校を選択することを認める。各学校の成員割り当ての基礎を，人種バランスのガイドラインと，生徒・親の選択に置くプランである。CCP は，関連する二つの目的—コミュニティ・学校の自発的努力による人種差別撤廃，学校経営スタッフの責任を重くすることによる教育の「質」の向上—を目指すものである。CCP は，1981 年に，人種差別撤廃を目的とし，マサチューセッツ州ケンブリッジで考案された。

人種のバランスを整えるために，それぞれの学校は，コミュニティの人種・民族グループの釣り合いをとって生徒を割り当てられる。例えば，白人 60%，黒人 40% の学区では，幼稚園の各クラスは，白人 60%，黒人 40% に振り分けられる。新しい学生 (新入生・転入生) に関しては，彼等の好みが最優先されて割り当てられる。CCP を実施している市の多くは，学区内のバス輸送・諸経費を最小限にするために，学区を，小ゾーンに分割している。ゾーンは，学区の社会経済的・人種・民族的分布を反映し，可能な限り地域をそのまま保つように工夫されながら分割される。その枠組みの中で，家庭は，自分たちの子供を中央の管理局に登録する。そこで，学区・ゾーン内のすべての学校の情報を入手し，カウンセリングを受ける。行政官は，各学校の人員収容度，人種・民族バランスのガイドラインに応じて，生徒を学校に割りふる。

CCP を実施しているほとんどの学区は，即座に学区内の生徒全員を動かす試みはとっていない。すでにその学区にいる生徒が，自分の学校に残りたい場合はそのまま残される。そして，新入学生，幼稚園児，学区への転入生，特に学校変更を希望する生徒に対して実施される。一度，ある学校に登録されれば，卒業までそこに在籍することができる。1989 年に，シカゴ市は，市の 603 の学校を監督する 540 の地方評議会の委員を選出した。人種・社会経済的問題解決の為に，学校は，評議会で承認されたガイドラインにそったバランスで，生徒を在籍させなければならなくなった。このガイドラインに添うかぎり，同市の家庭は，自由に教育プログラムを選択できる。このようなアプローチは，CCP のカテゴリーに入る。

(5) ティーチャー・イニシエイテッド・スクール，チャーター・スクール (teacher initiated-schools 以下 TIS と略，Charter school)[25]

これは，学区内選択プランの一つであり，同じ教育方針を持つ教員によって始められる学校のことである。学

区のガイドラインに従いながら，これらの学校は，協力する教員・スタッフによって経営される。その方針は，生徒は異なったやり方で学び，教員と学区は基準となる学校制度に適応することを生徒に求めるよりも，生徒の要求に学校が適応するべきであると考えるものである。TIS は，学校改良をボトム・アップで行おうとする。校長・教員は，同じ教育方針を持つ同僚を見つけ，新しい学校を作る要求を展開するように働く。こうして新しい学校が作られ，学区と教員の間で正式な書面契約が結ばれると，それは，チャーター・スクールと呼ばれる。TIS のなかには，IBM のような企業と学校のパートナーシップによって形成されるものもある。

(6) マグネット・スクール (Magnet schools，以下 MS と略)。[26]

MS は，その存在形態が多様であり，一律した定義がしにくいが，最大公約数的には，「特定テーマ（カリキュラム）のもとに，通学区域を越えて，磁石のように生徒・家庭を引き付ける特色のある学校」と定義される。MS の判定基準は，①教育の「質」を高めるために，特定の教育テーマや指導法に焦点を当てたカリキュラムがある②学区と学区間に自主的な人種統合の役割が要請されている③生徒と親が自主的に学校を選択できることが認められている④指定の学校外に通学の便が開かれている，などである。[27] 上記の (1) から (5) の諸プランよりは限定された範囲で学校改革を行おうとするものである。多くの市で，MS は，トップダウンで形成されてきた。入学の手続きは，先着順，人種バランスを考えた上での強制割り当て，抽選など多様である。

3-2 「学校選択の自由化」政策における 3 つの価値基準

「学校選択の自由化」は，教育財源という公共財の再配分の問題を含む。多様な教育政策の選択肢の中から，地域の教育事情に相応しいプランを選ぶ時，そこには，何らかの価値基準が必要となる。社会を構成するすべてのメンバーの個別な欲求あるいは公共的な欲求を充足させるために，限りある教育財源を配分・調整しなければならないが，異なる利益関心が，「学校選択の自由化」には混在している。それは，

(a) 「自由」(freedom)，自由化による生徒・家庭の教育選択の権利拡大，

(b) 「公正」(equity)，学区の拘束をはずすことによる教育機会・環境の平等化，

(c) 「学校改善」(school improvement)，競争による学校教育の「質」の向上

である。この 3 つのうち，どれを最優先するかによって，プランの選択と実行面での具体的手続きとが異なってくる。

選択の「自由」の拡大は，公立学校の単一な教授法やカリキュラムが，学生の多様な欲求や多元社会に奉仕できない点を改善しようとするものである。また，「公正」は，これまでミドルクラスの家庭が，「質」の高い学校を持つコミュニティに移動したり，私立学校を選択することで子供の教育機会・環境を有利にしてきたのに対して，低所得層・望むコミュニティに住めない家庭にも選択手段を与え，教育環境の平等化をはかろうとするものである。「学校改善」は，教育行政の硬直したシステムが，生徒・家庭・地域の要求に対して非反応的になっている点を，競争原理のメカニズムを利用し，増大するマイノリティの要求に答えたり，教育の「質」の向上を狙うものである。[28]

「学校選択の自由化」は，コミュニティの多様な要求・関心や，アメリカ社会の直面する問題によって，上記の 3 つの価値基準の内のいずれかを優先して決定され

表 2 「学校選択の自由化」政策と優先価値

プラン	優先順位		
	freedom (自由)	equity (公正)	school improvement (学校改善)
(1) Interdistrict choice	1	2	3
(2) Postsecondary enrollement option plan	1	2	3
(3) Second-chance program	2	1	3
(4) Controlled-choice plan	3	1	2
(5) Teacher initiated-school	3	2	1
(6) Magnet school	1	2	3

てきている。

前項で示した ECS の推進する6プランがこの三点のうちどれを優先しているか，分類を試みたのが表2である。

(1) 学区外選択と (2) 中等後教育選択は，生徒・家庭の教育選択権の拡大を最優先し，「機会の平等」を志向する。公正を期するためには，この2プランは，輸送・入学に関するカウンセリング，人種バランスの特別なガイドラインを必要とする。(3) SCP は，特に，教育的に「危機にある生徒」を対象とし，「結果の平等」を志向する。学区外選択と中等後教育の選択を広げ，教育選択権の範囲を増大させる事を優先し，学校改良は，副次的関心である。(4) CCP は，人種のバランスを保つことを最優先する。学校選択の親の自由は，二次的関心である。(5) TIS と (6) MS は，学校改善を最優先する。MS では，その学区のすべての学校がマグネット化されて始めて不平等が解消される。

結

日本の臨教審の審議・答申の過程で争点にもなった，「教育の自由化」論に基づく，学区制の見直しと学校選択の自由の拡大は，80年代のアメリカ教育改革では，各州において進められた。すでに，約20州が，「学校選択の自由化」に関する法律制定 (choice legislation) に，踏み出している。各種教育政策を検討したクラークは，1970年代に連邦の教育改革を導いた諸価値が，80年代に入り180度転換したとしている。[29]「公正」から「卓越性」へ，「規制」から「規制廃止」へ，「コモンスクール」から「親の選択」へ，「社会福祉的関心」から「経済生産性的関心」へという価値の変容は，アメリカの政治・経済界のリーダー達の意向だけではない。公立学校の選択によって，「質」のよい教育を獲得しようとする思想は，選択の「自由」を好む「消費者」としての，アメリカのマジョリティに支えられている。「自由」「公正」「学校改善」という異なる価値基準を同時に内在させるアメリカの「学校選択の自由化」の検討は，社会工学・政策科学としての教育行財政研究に資するばかりでなく，同国の社会思潮や，教育と社会変動のメカニズムを探る上でも有効な研究領域であると考える。

注

1) 例えば，堀和郎『アメリカ教育行政学研究』九州大学出版会，1983年，p. 270，や加治佐哲也「米国州レベルの教育行政」『日本教育学会年報』第9号，1983年，pp. 187-201 など。
2) Education Commission of the States, "*A State Policy-Maker's Guide to Pubic-School Choise.*" Denver, Colorado, 1989, Feb. [ERIC ED 306 702].
3) 八尾坂修・菊池英昭「全州教育審議会報告書"卓越性を目指した行動—学校改善のための総合計画"の要約と考察」『国立教育研究所研究収録』，第9号，1984年.
4) 今村令子『教育は「国家」を救えるか—質・均等・選択の自由』，東新堂，1987年 p. 156.
5) Boyd, W. L. and Kerchner, C. T. (1988) "Introduction and overview: education and the politics of excellence and choice, *The Politics of Excellence and choice in Education*, Falmer, pp. 1-11.
6) National Governors' Association Center for Policy Research and Analisis, *Time for Results. The Governors' 1991 Report on Education*, Washington, D.C., National Governors' Association, 1986.
7) Boyd, W. L. and Kerchner, C. T., pp. 3-5.
8) 今村令子「アメリカ合衆国における教育の選択」『教育行政学会年報』第12号，1986年，pp. 76-81.
9) Boyd, W. L. and Kerchner, C. T., pp. 3-5,
10) Ibid., p. 4.
11) Ibid., p. 5.
12) 犬塚典子「バウチャー制研究ノート(1)」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第30号，1990年，pp. 97-103.
13) 今村，1986年，p. 78.
14) 同上，p. 79.
15) Nasstrom, Roy, *A plan for Academic excellence: Competition between secondary and Postsecondary Institutions.*, 1986, [ERIC ED 285 271].
16) 幼稚園から12年生（日本の高校3年生）に該当.
17) 金子忠史『変革期のアメリカ教育—学校編』東新堂，1985年 pp. 50-51.
18) 池田輝政「入学者選抜におけるエクセレンス」現代アメリカ教育研究会編『特色を求めるアメリカ教育の挑戦』教育開発研究所，1990年，pp. 127-138.
19) Education Commission of the States, pp. 7-59.
20) Ibid., pp. 17-24.
21) Hearn, James, C. and others, Targeted Subsidization of Postsecondary Education Enroll. ment in Minnestota: Policy Evaluation, 1985, [ERIC ED 278 317].
22) Education Commission of the States, pp. 25-32.
23) Martin, M. and Burke, D., "What's Best for Children in the Schools-of Choice of Movement ?", *Educational policy*, 4 (2), 1990, pp. 69-73.

24) Ibid., pp. 33-38.
25) Ibid., pp. 39-49.
26) Ibid., pp. 50-54.
27) 中留武昭「マグネット・スクールの発展経緯と経営上の課題—1980 年代アメリカ教育改革の展開過程において—」『比較教育学会紀要』第 13 号, 1987 年, pp. 33-41.
28) Education Commission of the States, pp. 3-5.
29) Boyd, W. L. and Kerchner, C. T., 4.